

# 日本商業教育学会細則

## 第1章 総 則

(会則との関連)

第1条 この細則は、本会の会則の施行について必要な事項を定めたものである。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、主たる事務所を千葉県市川市国府台1丁目3番1号千葉商科大学内に置く。

## 第2章 研究会

(研究会の種類)

第3条 本会の研究会は、全国大会、地区部会及び支部が開催する研究会とする。

なお、必要に応じて事務局が研究会を開催することができる。

(全国大会)

第4条 全国大会は、毎年1回開催する。

2 全国大会は、会員の研究成果の発表、研究協議等を行うことを目的とする。ただし、全国大会準備(実行)委員会が必要と認めるときは、会長の承認を得てその他の行事を併せて行うことができる。

3 全国大会を主管する地区部会は、前年度の会員総会において決定する。

4 全国大会を主管する地区部会は、全国大会準備(実行)委員長を選任し、全国大会準備(実行)委員会を組織して開催の準備及び大会の運営にあたる。

5 全国大会において研究発表を希望する者は、会費を完納した正会員及び学生会員で、指定の期日までに発表の申込手続きを完了するものとする。

6 研究発表者は、事前に発表要旨を全国大会準備(実行)委員会に提出し、事後に研究発表の内容をまとめた論文を研究誌「商業教育論集」に掲載するものとする。

7 全国大会に必要な経費は、大会参加費及び全国大会補助金等によって支弁する。

8 全国大会準備(実行)委員長は、全国大会終了後、全国大会の事業及び収支を会長に報告する。

(部会の研究会)

第5条 地区部会は、原則として毎年1回以上研究会を開催するものとする。

2 地区部会の研究会に必要な経費は、部会研究会参加費及び部会・支部研究補助金等によって支弁する。

3 部会長は、毎年度末に、事業及び収支を会長に報告する。

(支部の研究会)

第6条 支部は、原則として毎年1回以上研究会を開催するものとする。

2 支部の研究会に必要な経費は、支部研究会参加費及び部会・支部研究補助金等によって支弁する。

なお、支部では当該支部で定めた規約によって支部会費を徴収することができる。

3 支部長は、毎年度末に、事業及び収支を会長に報告する。

(部会・支部研究補助金)

第7条 部会・支部研究補助金は、当該年度の5月1日現在の会員の数を基に、部会・支部研究補助金規程に基づき当該年度末に支出する。

## 第3章 研究助成

(研究助成金)

第8条 本会は、毎年、商業教育に関する調査、研究、実践活動の振興を図るため、研究助成金を支給する。

(受給者の募集と助成金の支給)

第9条 研究助成金の受給を希望するグループは、会費を完納した正会員及び学生会員で構成し、指定の期日までに応募条件に従って申込手続きをする。助成金は理事会で審査の上、支給する。

2 研究助成金の受給グループは、翌年度の全国大会で研究成果の発表をするとともに、その全部または一部を「商業教育論集」に掲載する。

## 第4章 「商業教育論集」及び「会報」の発行

(研究誌・広報誌の発行)

第10条 研究誌「商業教育論集」及び広報誌「会報」は、毎年1回発行する。

なお、本会の活動状況を会員に周知するため、「事務局だより」を発行する。

(会員名簿の発行)

第11条 本会は、会員相互の活動について、コミュニケーションを図るため、会員名簿を原則として毎年1回発行する。

## 第5章 会員及び役員

(会員の入会手続き)

第12条 入会希望者から入会申込書が提出されたときは、事務局担当理事の審議により入会を承認する。入会を承認された者は、ただちに当該年度の会費を納入する。

2 事務局担当理事は、新入会員を理事会に報告する。

(特別会員の認定)

3 現に会員であった者が、文部科学省の教科「商業」または「情報」の教科調査官、視学官に就任した場合は、理事会の承認を得て、就任期間中を特別会員とする。特別会員は名誉会員に準ずる扱いとする。

(会長及び副会長の選出)

第13条 会長、副会長の選出は、現会長、現副会長及び事務局担当理事で構成される委員会において候補者を推薦し、理事会に諮る。

(地区部会理事の員数)

第14条 地区部会理事の数は、まず、各地区部会に2名を

割り当て、原則として当該地区部会に所属する正会員の数が50名を超えるごとに、1名増員することができる。各地区部会に所属する正会員の数は、原則として当該年度の5月1日現在のものとする。

なお、会長及び副会長が、当該地区部会理事から選出された場合は、これを補充することができる。

- 2 地区部会理事は、当該地区部会に勤務先を有し、または居住する正会員の中から候補者を推薦する。なお、当該地区部会に支部がある場合には、理事候補者に支部長を推薦するよう配慮することが望ましい。

(監事の委嘱)

第15条 監事は、正会員の中から会長が委嘱するが、東海部会以东と関西西部会以西から各1名を委嘱する。

(役員任期)

第16条 役員任期は、任期中に終了する最終事業年度の定時総会終結のときまでとする。

(役員解任)

第17条 役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その任期中であっても会員総会の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(顧問の職務等)

第18条 顧問の選任、職務等は、次のとおりとする。

- (1) 顧問は、会長の職にあった者の中から、会員総会で承認する。
- (2) 顧問は、会長の諮問を受けて、これに助言を与え、補佐する。
- (3) 顧問の任期は、これを定めない。

## 第6章 会 議

(会員総会の議決事項)

第19条 会員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 理事、顧問の選任
- (5) 役員解任
- (6) 解散
- (7) その他運営に関する重要事項
- 2 会員総会は、次の事項について承認する。
  - (1) 細則の変更及び規程の制定、改廃
  - (2) 名誉会員の選任

(理事会の議決事項)

第20条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 細則の変更及び規程の制定、改廃
- (2) 会長及び副会長の選任
- (3) 会員総会での議決の執行に関する事項
- (4) 会員総会に付議すべき事項
- (5) 会費、賛助会費の額

- (6) その他、会員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## 第7章 運営組織

(事務局長)

第21条 事務局長は理事会の議を経て事務局担当理事の中から会長が指名する。

- 2 事務局長は、会長の指示に基づき事務を掌理する。
- 3 事務局長は、必要に応じて事務職員を雇用できる。

(事務局員)

第22条 事務局員は、正会員の中から会長が委嘱する。

- 2 事務局員は、事務局長を補佐し、会務を処理する。

(事務局会議)

第23条 会長、副会長、事務局担当理事及び事務局員は、事務局会議を構成し、会務の運営、執行にあたる。

(地区部会・支部の事務局)

第24条 研究活動を実施している地区部会及び都府県支部に事務局を置く。

- 2 当該地区部会及び都府県支部の事務局長は、当該地区部会、支部に所属する正会員の中から部会長、支部長が指名する。
- 3 地区部会及び支部の事務局長は、部会長、支部長の指示に基づき当該地区部会、支部の事務を掌理する。

## 第8章 表 彰

(表彰)

第25条 本会は、商業教育の研究、実践活動に顕著な貢献をしたと認められる者を表彰する。

(表彰規程)

第26条 表彰についての細目は、別に定める「日本商業教育学会顕彰規程」による。

## 第9章 附 則

(細則の変更)

第27条 この細則の変更は、理事会において、出席理事の3分の2以上の賛成を得なければ、これを行うことができない。

(細則の施行及び改正)

第28条 本細則は、平成14年8月18日から施行する。

- 2 平成15年8月16日一部改正
- 3 平成24年8月18日一部改正
- 4 平成29年8月26日一部改正
- 5 令和5年8月19日一部改正